

令和6年9月6日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年9月6日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 752号室

付議事項

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

第4号 非農地判断について

出席委員

1番 柏木 健二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸	5番 横段 登
6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝	10番 亀山 博司
11番 秋光 貴志	13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝	15番 竹内 誠
16番 新田 隆次	17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美	19番 北村 正次

欠席委員

2番 田中 慎二	9番 今井 満	12番 岡本 亮二
----------	---------	-----------

推進委員

大畠 和幸 前田 耕壯 藤本 隼人

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時00分)

議長(北村)：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第8回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 亀山委員、11番 秋光委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、2番 田中委員、9番 今井委員、12番 岡本委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図、令和6年第8回総会現地調査写真、資料1「令和6年農地台帳に関する調査について」、「令和6年度呉市農業委員会委員協議会総会」ホッチキス止めの資料です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方町字戸田西〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計831㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため売買するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大畠委員：推進委員 大畠です。申請地は、譲受人がナスや里芋などの野菜を栽培されています。奥には、井戸があり水の確保もされていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広石内3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計39㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：４番 宮脇です。申請地は、石内のバス停の下側にあります。譲受人が以前から耕作しています。譲渡人は、広島市に居住し耕作が困難なため、引き続き耕作してもらえように話を持ち掛け、今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：３番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：３番の申請地は、郷原町字オノ峠〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計８２２㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方及び高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：４番 宮脇です。申請地は、グリーンヒル郷原の下にあります。譲渡人は、大阪にお住まいで耕作が出来ないので、弟である譲受人へ贈与するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、阿賀南８丁目〇〇〇〇番ほか２筆、地目は畑、面積は合計３４３㎡のいずれも第３種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため売買するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：４番 宮脇です。申請地は、阿賀大入の大冠中学校跡地付近にあります。写真１枚目の農地は、譲受人が草を刈り野菜の作付け準備を行っています。その他の農地は、少し荒廃していますが雑木などを処理した後に、オリーブを栽培する予定です。ご審議よろしくお願

いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、阿賀南９丁目〇〇〇〇番〇ほか１筆、地目は田、面積は合計６３㎡のいずれも第３種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：４番 宮脇です。申請地は、先程の大入から音戸町に寄った冠崎の住宅地にあります。きゅうりなどの野菜が栽培されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第３７号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。
１番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：１番の申請地は、音戸町波多見９丁目〇〇〇〇番〇外１筆、地目は田、面積は合計で１９３㎡の第２種農地です。転用目的は、倉庫及び駐車場として利用するものです。しかしながら、平成１４年度頃から倉庫及び駐車場として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：７番 立花です。申請地は、音戸市民センターから車で、東に１０分程行った波多見小学校の近くにあります。倉庫は、１０年以上前から建っていました。申請人は、農地法に無知であり今回の申請で事情が分かったようです。今後このような事が無いように気を付け

る旨の始末書を添付しての申請です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局からの説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広石内1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計820㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅用地として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地をドックラン及び庭として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇です。申請地は、国道375号石内バス停の山側にあります。譲渡人は、関東に住んでおられ、この住宅を貸していましたが、借り手が出て行ったので、建物ごと処分する為の申請です。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、苗代町字観音面〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計1,113㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を建築資材置場として使用し、安全器具、鋼管、型枠材、コンクリート、砂、碎石を仮置きするものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 島 委 員：推進委員 大島です。申請地は、苗代から熊野に向かう道路沿いにあります。写真を見てのとおり、きれいに管理されていました。また、産業廃棄物を置く意向も無いようです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。申請では3筆ですが、客土をされているのでしょうか。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。客土と言うより盛土です。随分前になりますが、土を入れて均し現在の形状となりました。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町高須3丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は105㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接する住宅を購入するに当たり、申請地を駐車場として使用するものです。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、藤三音戸店の目の前にあります。写真奥の家を購入したのですが、駐車場がありませんでした。今回、駐車場を確保する為の申請となります。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は524㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅用地として利用するため、使用貸借するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農

振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターから西回りで10分程行った渡子地区にあります。県道から山側に上った場所で、その先には進めません。果樹を数本残し、宅地として利用されます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊浜町大字豊島字向平〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は454㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、店舗兼加工場及び駐車場として利用するための転用です。規模は、店舗兼加工場1棟41.4㎡、駐車場4・5区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹 内 委 員：15番 竹内です。申請地は、蒲刈から豊島循環線に向かい豊島町山崎集落に入っすぐの場所にあります。現在は、レモンが栽培されています。譲受人は、農業の傍ら、恵みの丘蒲刈お菓子工房で、自分の農園で取れた酵母を使用したパンを焼き、土・日に販売をしています。今回、自前の加工場を設けることになりましたが、今まで通り週末の営業を予定しており、農作業に支障が出ないものと考えます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に議案第39号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合

計で1,461㎡の第2種農地です。申請地は、令和5年10月総会において、太陽光発電設備として利用するため、許可されたものですが、周辺住民より反対があり、事業推進は困難と判断したため、取消願いが提出されたものです。なお、土地の登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：推進委員 前田です。太陽光発電施設の許可を受けていたのですが、排水のことで、地域住民との話がこじれ、取消願いが出されたものです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が3件、農地法第5条の規定による届出が6件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について4件を証明し、非農地判断について123件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

議 場：なし

議 長：事務局から何か説明事項がありますか。

事 務 局：農地台帳に関する調査について、説明する。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。みなさんにご相談があります。前々から思っていたことなのですが、国の農業政策と地域の実情が乖離し、使えない制度ばかりである。農業従事者の高齢化が進み後継者がいない。このまま放置すれば、農地は荒れ地域は衰退します。そこで、当委員会として、地域の実情に合った（農業者の望む）支援制度を呉市に提案（要望）してはどうでしょうか。

事務局 長：呉市の予算編成スケジュールは、7月に大筋を示し、各課（農林水産課）は、10月いっぱいまで内容を詰めていき、財政サイドとの調整に入ります。次年度予算に反映させるためには、6月中の提案をしていただくとありがたい。なので、来年度の予算編成には、間に合いません。ただし、農林水産課の補助事業の中で運用（要綱）を拡充する形での対応が可能となることがあるかもしれません。7年度に間に合わなくても8年度以降へスライドは可能なので、まずは、要望書に纏める作業を進めてはいかがでしょう。

議 長：年内に個々の意見を箇条書きで良いので出して頂き、年明け早々に集約し、予算組して頂ける提案なのかを担当課と調整をする必要があるように思います。6月までに農業委員会としての要望書を作成し、8年度の予算要望に間に合うよう取り組んでみては如何でしょう。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。8月9日は、呉市都市計画課が開催した都市計画審議会に出席しました。8月19日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第9回総会は、9月30日 月曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和6年第8回呉市農業委員会総会を閉会します。

（午後2時40分）

以上は、令和6年第8回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員